

出来事（2018年3月）

1. 食品衛生法改正

HACCPの義務化、食品の容器包装のポジティブリスト化等を目的として、食品衛生法等の一部の改正が行われます。3月13日、第196国会（1月22日～6月20日）に提出されました。参議院が先議です。まずは、厚生労働委員会で審議されます。

2. 健康増進法の改正

受動喫煙の防止を目的として、健康増進法の改正が行われます。3月9日、第196国会（1月22日～6月20日）に提出されました。衆議院が先議です。まずは、厚生労働委員会で審議されます。

3. 粉ミルク、油脂等に関する質問主意書

今国会に伊藤孝恵参議院議員（民進党）から、4件の質問主意書が提出され、政府の回答と併せて参議院のホームページに掲載されています。

- ・ 育児用粉ミルクに関する質問主意書
- ・ 牛乳に関する質問主意書
- ・ 植物油の安全性に関する質問主意書
- ・ コレステロール値と疾病に関する質問主意書

4. 既存添加物の消除

12月22日、厚労省食品基準審査課長より「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（薬生食基発1222第1号）が発せられました。販売等の申し出が3月22日まで実施されました。

- ・ 厚労省の予備的調査では、196品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があること。
- ・ 本調査の結果を取りまとめた後、早ければ平成30年中に消除予定添加物名簿を公示し、6ヵ月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定であること。

5. 食品添加物の新規指定

- 1) プロピコナゾール（防かび剤）の新規指定については、2月26日WTO通報され、告示に向けた手続きが行われています。併せて、農薬としての残留基準の改正も行われます。
- 2) 二炭酸ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、2月9日及び3月7日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議されましたが、継続審議とされました。
- 3) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。
 - ・ アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
 - ・ ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
 - ・ 酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
 - ・ カルミン（着色剤）

6. 規格基準の改正

- 1) アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限する使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされました。12月19日、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承され、3月1日の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会で審議されました。
- 2) β -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼの成分規格に、「酵母 *Cryptococcus laurentii* の培養液」及び「糸状菌 *Aureobasidium* 属の培養液」を追加することが、3月1日の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会で審議されました。

7. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（5品目）（2018年2月23日現在）

キモシン（野澤組）、グルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）、グルコアミラーゼ（ノボ社）、プロテアーゼ2品目（ノボ社） *企業名は、報告書作成者による簡略名です。

8. 医薬品添加物規格 2018

厚生労働省・生活衛生局は、3月29日付けで「医薬品添加物規格 2018 について」を通知しました。新規収載：5品目、規格改定：25品目、規格統一：4品目 等々です。

9. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 3月23日、福島県の一部地域で産出される平成30年産の米のうち、県の定める管理計画に基づかない米について、内閣総理大臣から福島県に対し出荷制限が指示されました。

10. 食物繊維と他のいくつかの重要課題についてのガイダンス（米国 FDA）

3月1日、米国FDAは、食物繊維と他のいくつかの重要課題についてのガイダンスを公表しました。2016年5月に発布した栄養成分表示の最終規則に対応するものです。

- ・試験において、砂糖やデンプンを含む食品・飲料に食物繊維を加える。砂糖やデンプンのような精製された炭水化物は血糖値を上昇させるので、それらを取り除いてはならない。
- ・FDAが食物繊維の定義に適合すると判断した7品目：

β -グルカン可溶性繊維、サイリウムハスク（*Psyllium husk*）、セルロース、グアガム、ペクチン、ローカストビーンガム、ヒドロキシプロピルメチルセルロース

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=56737&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=e8bd315a77a6470191724ae3ec1e14b0&elqaid=2617&elqat=1>

11. EU の貝類の安全性計画が米国のシステムと同等であると判断する案を公表（米国 FDA）
EU が米国向けの生きた二枚貝に対して実施している食品安全管理システムが米国のシステムと同等以上と判断されました。3月9日からパブコメが実施されます。

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=59736&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=8783cc8467ce4cbe9425356e01ac1570&elqaid=2712&elqat=1>

*日本のシステムは、どのように評価されているのでしょうか？（報告者コメント）

12. 豆乳ベースのミルクを与えられた赤ちゃん、生殖系組織に変化

フィラデルフィア子ども病院のセンター長の報告（論文）によると、牛乳ベースのミルクや母乳を与えられた乳児に比べると豆乳ベースのミルクを与えられた乳児の生殖系の細胞・組織に僅かな違いが観察されるので、豆乳中のエストロゲン様物質の暴露について詳細な調査が必要とのことです。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-03/chop-bfs031218.php

13. 食品添加物 脂肪酸のナトリウム・カリウム・カルシウム塩（E470a）とマグネシウム塩（E470b）の再評価 EFSA

食品添加物脂肪酸のナトリウム・カリウム・カルシウム塩（E470a）とマグネシウム塩（E470b）の安全性の再評価がなされ、ADIを設定する必要はなく、現在の使用法・使用量で安全性の懸念はないとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5088>

14. ブラジルの食肉の不正事件

厚生労働省は、3月9日、ブラジルの食肉の不正事件に関する Q&A を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000197139.pdf>

15. 輸入食品の違反事例

・株式会社交洋がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」、沖物産株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えび類」、株式会社ニチレイフレッシュがベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシンが 0.01~0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：ニューキノロン系の抗菌剤

・正栄食品工業株式会社、株式会社ジェイエスエムがイランから輸入した「生鮮ピスタチオナッツのモニタリング検査で、イミダプロプリドが 0.07~0.35ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2018年3月31日）